

○ 男鹿地区消防一部事務組合職員の 再任用制度の運用に関する要綱

平成 26 年 12 月 25 日

要 綱 第 3 号

改正 令和 2 年 2 月 21 日 要綱第 2 号

(目的)

第 1 条 この訓令は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）及び男鹿地区消防一部事務組合職員の再任用に関する条例（平成 26 年男鹿地区消防一部事務組合条例第 4 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、男鹿地区消防一部事務組合が再任用する職員（以下「再任用職員」という。）の任用に関し必要な事項を定めるものとする。

(再任用の対象者)

第 2 条 再任用の対象とする者は、採用しようとする年度の前年度に職員の定年等に関する条例（昭和 59 年男鹿地区消防一部事務組合条例第 1 号）第 2 条の規定により退職した者並びに同条例第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により勤務した後任満了により退職した者とする。

(再任用職員の任用形態)

第 3 条 再任用職員の任用形態は、法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職とし、その勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 15 時間 30 分から 31 時間までの範囲において、消防長が任用する職務に応じて別に定める。ただし、消防長が特に必要と認める場合は、法第 28 条の 4 第 1 項に規定する常時勤務を要する職とすることがで

きる。

(再任用の任期)

第4条 再任用職員の任期は、原則として4月1日から翌年の3月31日までの1年とする。この場合において、再任用職員の勤務実績が良好であると認めるときは、条例で定める任用期限の範囲で更新することができる。

(服務、勤務条件等)

第5条 再任用職員の服務、分限、災害補償その他の人事管理諸制度の取扱いについては、再任用以外の職員の例によるものとする。

2 再任用職員の給与については、男鹿地区消防一部事務組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和48年男鹿地区消防一部事務組合条例第12号。以下「給与条例」という。）の定めるところによるものとする。ただし、再任用職員は、給与条例第2条において準用する男鹿市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年男鹿市条例第43号。以下「男鹿市給与条例」という。）第4条の規定にかかわらず、昇給しないものとする。

3 再任用職員の職務の級は、次のとおりとする。

退職時に男鹿市給与条例第3条別表第1の給料表の適用を受けていた者は、同表に定める再任用職員の2級とする。ただし、特に消防長が、職務の困難度等に応じてこれによりがたいと認める場合は、この限りでない。

4 再任用職員が退職したときは、退職手当その他これに類するものは一切支給しない。

5 再任用職員の旅費については、男鹿地区消防一部事務組合職員等の旅費に関する条例（昭和48年男鹿地区消防一部事務組合条例第6号）の定めるところによるものとする。

(制度の周知)

第6条 総務課長は、再任用にあたって関係職員等に対して、あらかじめ制度の概要、勤務条件及び再任用の手続等を周知するよう努めるものとする。

(再任用等意向調査の実施)

第7条 職員の再任用についての意向調査は、毎年実施するものとする。

2 再任用職員及び定年退職予定者は、調査の都度、再任用等意向調書（様式第1号）を総務課長に提出するものとする。

(採用計画)

第8条 消防長は、再任用職員を任用しようとするときは、次に掲げる事項を記載した採用計画を策定のうえ、公募するものとする。

- (1) 任用する職種
- (2) 勤務日及び勤務時間
- (3) 職務の級
- (4) 応募対象者
- (5) 応募期間及び選考申込み方法
- (6) その他募集に必要な事項

2 前項の採用計画は、再任用職員及び定年退職予定者の意向調査を基に、採用年度の前年度中に作成のうえ、公表するものとする。

(選考の申込手続)

第9条 定年退職予定者のうち再任用を希望する者（以下「再任用希望職員」という。）は、前条の採用計画に定めるところにより、指定した期日までに

再任用選考申込書（様式第2号）を提出するものとする。

（任期の更新）

第10条 再任用職員として任期の更新を希望する者（以下「更新希望職員」という。）は、指定した期日までに再任用任期更新・同意申込書（様式第3号）を提出するものとする。

（選考基準）

第11条 再任用職員の選考及び任期更新の適否の決定は、再任用希望職員及び更新希望職員（以下「再任用希望職員等」という。）の中から、次に掲げる事項を総合的に勘案して行うものとする。

- (1) 退職日以前2年間における勤務実績評定（更新希望職員にあつては、再任用期間中におけるもの。）
- (2) 職務に必要な知識、技能等の保持状況
- (3) 健康状態、身体機能
- (4) 勤労意欲、職に対する適正等
- (5) 一般職員の配置状況等
- (6) その他参考となる事項

2 前項の規定による選考を行うにあたって、再任用希望職員は退職日以前2年間、更新希望職員は再任用期間中において次のいずれかに該当する場合には、選考から除外する。

- (1) 療養休暇等（公務災害を除く。）の期間が通算で6月以上ある者
- (2) 懲戒処分（停職以上）を受けた者
- (3) 3回以上欠勤のある者

第12条 削除

(選考結果の通知)

第13条 消防長は、再任用職員を決定した場合は、再任用内定通知書（様式第4号）により再任用希望職員等に通知するものとする。

(再任用の辞退等)

第14条 採用の決定を受けた者が再任用を辞退する場合は、再任用辞退届（様式第5号）を速やかに消防長に提出しなければならない。

(退職)

第15条 再任用職員の任期が満了したときは、当該再任用職員は退職となる。

2 再任用職員は、任期の途中において、自己の都合により退職しようとする場合には、消防長に辞職願を提出しなければならない。

(任用の方法)

第16条 消防長は、再任用職員の任用に当たっては、当該再任用職員に人事発令通知書を交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

再任用等意向調書

男鹿地区消防一部事務組合
消防長 様

男鹿地区消防一部事務組合職員の再任用実施要綱第7条第2項の規定により、再任用等の意向について下記のとおり報告します。

記

- 1 定年退職予定者
再任用の意向 あ る ・ な い

- 2 再任用職員
再任用の任期の更新 希望する ・ 希望しない

- 3 希望する勤務形態
 - ・ フルタイム
 - ・ 短時間（週31時間）
 - ・ 短時間（週15時間30分）

- 4 その他（意見等）

年 月 日

所 属

職 名（階級）

氏 名

印

様式第2号(第9条関係)

再任用選考申込書

年 月 日

男鹿地区消防一部事務組合

消防長 様

申込者氏名 印

年度の再任用について、次のとおり申し込みます。

所 属		職員番号	
職 氏 名		性 別	男 ・ 女
生年月日	年 月 日生 (年4月1日現在満 歳)		
現 住 所			
職 員 歴	退職時所属		期間 年 月
	前 所 属		期間 年 月
	前々所属		期間 年 月
	在職中経験した主な業務		
活用したい知識・技能等			
希 望 業 務	①	②	③
健 康 状 況	1 良好 2 やや不良 3 不良 既往症・過去の長期療養の状況 ()		
その他再任用に当た るの意見・要望等			

様式3号（第10条関係）

年 月 日

再任用任期更新・同意申込書

男鹿地区消防一部事務組合

消防長 様

再任用の任期を更新することに同意し、次のとおり申し込みます。

所 属	
職 氏 名	印
生年月日	年 月 日 年齢 歳
退 職 日	年 月 日 退 職
現 住 所	
健康状態 身体機能	1 良好 2 概ね良好 3 やや不良 既往症・過去の長期療養の状況 ()
活かしたい知識 ・技能等	
再任用に当たっての 意見・要望等	

様式第4号(第13条関係)

第 号

年 月 日

様

男鹿地区消防一部事務組合

消防長

再任用内定通知書

選考の結果、あなたを下記のとおり男鹿地区消防一部事務組合職員として再任用することに内定しましたので通知します。

なお、再任用時までの間に、男鹿地区消防一部事務組合職員として採用することが適当でないと認められる事由が生じた場合には、再任用の内定を取り消すことがありますので、あらかじめ了承願います。

記

1 採用職種（業務内容）

2 配属先

3 給料額

行政職給料表(1)再任用職員2級

4 任期

年 月 日から 年 月 日

5 勤務時間等

短時間勤務(週 時間 分勤務)

様式第5号(第14条関係)

年 月 日

男鹿地区消防一部事務組合

消防長 様

所属名

役 職

氏 名

印

再任用辞退届

年 月 日付男鹿消組第 号の再任用内定通知書を頂きましたが、一身上の都合により、内定を辞退します。

年 月 日

男鹿地区消防一部事務組合

消防長 様

所属名

役 職

氏 名

印

再任用申込の取下げについて

年 月 日付で再任用申込書を提出しておりますが、一身上の都合により、申し込みを取下げします。